

奈良県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 奈良大和郡山線
- 三 道路の区域

路線番号		区間		区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
4 1		奈良市西九条町五丁目（佐保川左岸堤防先）		前	後	七・三 ） 七・三	七・二	
				七・五 ） 七・三	七・二	七・二		

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和三年四月一日